

答 申 第 11 号  
平成 20 年 6 月 24 日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市個人情報保護審査会  
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 7 号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 2．松阪市個人情報保護条例第 9 条第 2 項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成 20 年 6 月 4 日 第 8 回松阪市個人情報保護審査会

## 答 申

審 査 案 件	一般職員の福利厚生事業業務及び非常勤職員の給与計算等を松阪市職員共済組合に委託するにあたり、職員情報の外部提供及びオンライン結合をする件
審 査 会 の 意 見	<p>1．当該事務取扱形態の変更に伴うものであり、個人情報の外部提供に関する制限の原則の適用を除外することについては差し支えないと認める。ただし、外部提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、外部提供をする必要性やその範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が外部に提供されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。</p> <p>2．オンライン結合による提供の制限の原則の適用を除外することについては差し支えないと認める。ただし、オンライン結合による実施機関以外のものへの提供を原則禁止する条例の趣旨を踏まえ、オンライン結合による提供の必要性やその範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が外部に提供されることのないよう慎重に対応するとともに、人的教育も含めた情報セキュリティを確保し、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。</p> <p>3．個人情報保護の徹底が図られるよう松阪市個人情報保護条例第11条に規定する措置を講ずること。</p>
審 査 内 容	一般職員の貸付・物資事業、保険事業業務等の福利厚生業務及び、非常勤職員の雇用に関する手続事務、出退勤状況の管理、給与計算業務を松阪市職員共済組合に委託するにあたり、職員の個人情報の一部を提供及びオンライン結合による個人情報の提供は、当該事務の適切な処理及び効率化、迅速化を図る上での必要性は推察でき、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成20年6月4日(水)
個人情報取扱事務 の 名 称	人事・給与厚生業務委託
収集・提供する 個人情報の項目	一般職員の貸付・物資状況、保険等加入状況、非常勤職員の氏名、住所、電話番号、口座情報、給与、時間外勤務時間、年休等休暇取得状況、出退勤状況
事 務 の 目 的	一般職員の貸付・物資事業、保険事業業務等の福利厚生業務及び非常勤職員の雇用に関する手続事務、出退勤状況の管理、給与計算業務を松阪市職員共済組合に委託し、事務の効率化を図る。
所管課(室)等	総務部 職員課